
健診結果の事業主との共同利用について

当組合は、疾病予防事業をはじめとする被保険者等の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診査を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施および診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当組合が実施した健康診査の結果については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報保護に関する法律第27条第5項第3号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果を事業主に提供し、当組合と共同して利用します。ただし、当組合が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。

1. 共同して利用する者の利用目的について
事業主の労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため
2. 健康診査データの取得方法について
契約健診機関より健診結果を書面又はデータで取得
3. 共同して利用する者の範囲について
 - (1)当組合
 - (2)被保険者が加入する事業所
4. 共同して利用される個人データの項目について
当組合が実施する人間ドック等に係る検査項目の範囲
5. 健康診査データの管理について責任を有する者について
当組合
6. 各共同利用者の個人データ取扱部署について
 - (1)当組合
企画部
 - (2)被保険者が加入する事業所
事業主、保健委員

7. 各共同利用者の個人データ取扱責任者について

(1)当組合

個人情報保護管理者

(2)被保険者が加入する事業所

当該事業所の健康診査データの管理責任者

8. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、下記の問い合わせ窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。

問い合わせ窓口

通信機器産業健康保険組合

個人情報保護部門管理者 企画部長

TEL 03-3242-5454 FAX03-3242-5303